

滝上宗次郎著『福祉は経済を活かす——超高齢社会への展望——』（勁草書房、1995年）

石田好江

I

日本の高齢者福祉・医療システムを根源的なところから問う挑戦的な書である。「高福祉は経済成長にマイナス」という言説は、経済学では自明のこととされてきた。その一面が強調されるあまり、近年、議論は「福祉の市場化論」や「自己責任論」に大きく傾いていた。この流れに一石を投じ、流れを変えるきっかけをつくったのが本書（正確には、本書第2,3章）である。「福祉は経済効果をもつ」、「福祉があることで国全体の経済活動は効率化する」という新しい観点にたつ公的福祉推進論である。本書の一つの意義は、まさにここにあるといえる。すなわち福祉を経済活動の対立物ではなく、むしろそれを推進させるものと捉えることによって、福祉の議論をイデオロギー対立の中から解放したのである。

本書の二つ目の意義としては、老人保健法と公的介護保険の関係に注目することによって問題点を明確にさせた点である。これまでわれわれは医療と福祉を別々に論じていたために、最も肝心の「社会的入院の解消」と「介護の社会化」の同時実現という方向性を曖昧にさせてしまったのではないだろうか。著者は公的介護保険制度の最大の問題点はこの社会的入院を温存し、在宅介護を視野に入れていない点にあると述べ、山場を迎えている公的介護保険導入の議論に問題を提起している。

また、三つ目の意義としては、「介護の社会化」という明快な用語を使用して中途半端な、すなわち家族内に介護者がいることを前提にするような福祉のあり方を、議論から排除した点にある。財源問題を優先させたことで、この分野の議論は歪んでしまったのではないか。その中であって、何を議論の中心に据えなければならないかを明らかにした本書の意義は大きい。

II

以下で、本書のおおまかな内容を紹介してみたい。

本書は大きく六つの部から構成されている。

第一部「福祉ビジョンと政治」は、1994年4月、著者（著者は、有料老人ホームの経営者という現場を知る立場でもある）が参議院「国民生活に関する調査会」に参考人として出席した際の答弁を載録したものである。「福祉社会への七つの提言」として述べられており、以下はその提言のタイトル部分である。

1. 21世紀への長期的な視点をもつこと。そのためには民間や大学のシンクタンクの参加が必要。
2. 高齢者の視点、現場の視点が必要。
3. 行政改革、規制緩和の重要性（医薬品業界の規制緩和など）。
4. 福祉の社会化をすすめること。国民負担率を抑制するために家族、ボランティア、福祉の民営化に期待するのは誤り。
5. 付き添い廃止の問題性。
6. この分野の発展には医療経済学や福祉経済学が重要。
7. 政策担当者がコスト意識をもつことの必要性。

第二部「福祉ビジョンと経済」は、「福祉の経済学」「21世紀福祉ビジョンを批判する」から成っており、福祉の経済効果について言及している。94年春に発表されたこの二つの論文の意義については前述した通りである。前者では、とくに国民負担率50%という国家目標が独り歩きし、高福祉は「経済の活力をそぐ」という短絡的な懸念を国民の意識の中に浸透させてしまったことを指摘する。医療費の伸びを経済成長の範囲内に抑制しようとするために、受益者負担という名のもとに統計には現れない医療費が膨張していると批判するとともに、「福祉があることで国全体の経済活動は効率化する」という福祉の経済的役割を強調する。後者では、厚生省が発表した「社会保障に係わる給付と負担の将来見通し」という試算を検討したうえで、その試算には、介護を社会化することで家族が介護から解放され外で働くことができ、国家経済に寄与するという福祉の「経済効果」が算入されていないこ

とを指摘する。

第三部「老人保健法と介護保険制度」はタイトルの通り、両者の関係に注目することによって、両者がめざす福祉社会の問題点を明らかにしたものである。まず老人保健法について、著者は「老人福祉と老人医療の混同を助長させ、日本の社会保障を混乱させた」とみる。定額制導入や老人福祉施設・介護強化病院の設置は、結局のところ、社会的入院を縮小するのではなく、社会的入院を認知したうえで、「一ベッド当たりの費用」を縮小しようという短絡的な医療費抑制策でしかなかったと述べる。そして、在宅介護を中心とした介護の社会化という視点を欠いた公的介護保険制度は、老人保健法の延長線上にあるばかりか、破綻しかかっている老人保健法の財源確保策であると言い切る。

第四部「福祉拡大のための行政改革」では、医薬品業界への保護の問題、あるいは本来福祉施設や在宅で介護すべき要介護老人をコストの高い医療施設に入院させていることなどを例にあげ、厚生行政の無駄と非効率を厳しく指摘する。「必要な福祉に対しては、国民は負担の増加でもって賄うべきと考えるが、その前に、行政改革の視点が欠かせない。社会保障費の無駄は、大いに問題だからである」というのが著者の基本的な姿勢である。その一方で著者は、新ゴールドプランについては、医療施設である老人保健施設や民間で供給可能なケアハウスの目標値を据え置き、在宅福祉重視のプランに近づけたという意味で、一定の評価をしている。

第五部「市場メカニズムの可否」では、労働集約的で、スケールメリットも働かない社会保障分野には民営化は馴染まないことを述べるとともに、福祉の民営化の代表例である有料老人ホームに対する厚生行政の誤り（消費者保護の観点を欠く終身利用権など）を指摘する。さらに、著者は、有料老人ホームの終身介護と経営の安定化のために、貸し出し金利ゼロの融資制度の創設と公的介護保険制度の有料老人ホーム全般への導入を提案する。

第六部「老人医療とは何か」は対談を載録したものである。老人医療とかかわって末期医療、尊厳死、老人福祉等を話し合っており、著者はその中で「医療と福祉の役割分担」論を展開している。

III

本書が提起した内容は筆者にはほぼ納得できるもの

であるし、近年のこの分野における議論にとって、本書の提起した内容や方向性が大きな意義のあるものであることはすでに述べた通りである。ここでは、本書の内容のうち議論の余地が残されていると思われる二点にふれておく。

公的介護保険制度の創設をめぐることは、著者の指摘のように、それが何をめざすものであるかが検討されなければならないが、他方ではいまだに「保険」方式がいいか、「公費負担」（税金）方式がいいか、といった負担方法をめぐって意見が割れている。公平性、普遍性の点で「公費負担」方式の方がすぐれているという意見や保険につきまとう滞納問題や滞納者の排除といった問題をあげ「公費負担」方式を支持する意見が根強くあることも事実である。著者は有料老人ホームの経営の安定と消費者保護の立場から「保険」方式を支持するが、「公費負担」方式を支持する意見を説得するには、その理由だけでは十分とはいえない。「よりましな」といった現実的な選択ではない、長期的な展望にたった「保険」方式でなければならない理由、あるいは「公費負担」方式でなければならない理由はあるのか、あるとすればそれは何かといった議論はまだ必要である。

いま一つは、老人保健法についてである。これについては、早い時期から法律学者（井上英夫など）が、単独立法にすることによって、福祉の対象である高齢者を医療費削減の対象に転換させたと指摘し、他の国に類をみない「棄老思想」の法律であると厳しく批判してきた。その点においては著者の評価と一致する。しかし、医療と福祉の混同という批判とは別に、老人保健法のポジティブな側面を取り戻し発展させようという考え方もありうるのではないだろうか。老人保健法は、そもそも予防を重視した保健と医療の連携、医療と福祉の連携によって寝たきりと長期入院をなくすることがねらいであった。医療機関での介護サービスの提供や、逆の在宅での医療の提供は、医療にとっても介護福祉にとっても効率の向上につながるはずである。公的介護保険制度の創設は、このような本来の医療と福祉の連携をつくる好機と言えなくもない。医療と福祉の役割分担と連携はどうあるべきか、公的介護保険制度のあり方とも合わせて議論が必要である。

（いしだ・よしえ 愛知淑徳大学助教授）